

2020年5月
九州電力株式会社

今後の工事計画手続きについて

特定重大事故等対処施設の供用開始後における設工認手続きについて

- 特定重大事故等対処施設（以下「ES」という）の供用開始後に実施する工事に関する工事計画手続きについては、別表1に従い、認可／届出を判断する。この場合、設計基準対象施設（以下「DB」という）と重大事故等対処施設（ES 除く）（以下「SA」という）で兼用するものについては、同一工事で同一の手続きとなる場合は、DB・SA・ES で1つの工事計画として「認可申請」又は「届出」を実施するものとする。
- なお、上記の工事計画手続きを行うタイミングがESの供用開始前である場合であっても、その工事の目的がESの設置に係る工事計画（以下「ES工認」という）と異なるときは、工認手続きガイドの「当該計画において、工事の計画を変更する場合」（この場合の当該計画とはES工認とする）に該当しないことから、ES工認とは別の工事計画として「認可申請」又は「届出」を実施するものとし、ES工認に対する変更手続きは行わない。
- また、ESに係る工事計画の公開については、これまでの設置許可・工認においても申請設備がESに属していることが類推されない範囲で公開してきたことから、DB・SA・ES で1つの工事計画とした場合であっても、可能な限り公開することとする。なお、ESのみに属している設備に対する工事計画については、ES工認のマスキング範囲を踏襲し公開することとする。

＜工認手続きガイド抜粋＞

4. 工事の計画の変更等の手続

工事計画の認可を受けて工事中、すなわち使用前検査の合格前の当該計画において、工事の計画を変更する場合にあっては、法第43条の3の9第2項及び規則第8条第2項の規定により、当該変更が規則別表第1の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事又は制限工事を伴う変更の工事に相当する場合に変更の認可が必要となる。また、これらの変更の工事に該当しないものであって、工事計画の記載の変更を伴うものについては、法第43条の3の9第6項及び規則第10条の規定により届出が必要となる。…